

謝金等支払規程

(目的)

第1条 この規程は、山梨県社会保険労務士会（以下、「当会」という。）が、当会の会員（以下、「会員」という。）に支払う謝金について、支払基準の公正及び事務の効率化を図ることを目的とする。

(謝金)

第2条 当会は、会員が委員会（特別委員会、臨時に設置される委員会を含む）活動を行なった場合、及び、つぎの各号の業務等を会員に依頼した場合、この規程により謝金を支払う。ただし、同時に2以上の業務に該当する場合は、謝金の額の高い方（同額の場合はいずれか一方）のみを支払対象とする。

- (1) 会議への出席又は委員会の活動への参加
- (2) 研修会、セミナー（講習会）、講義、講演等の講師
- (3) 行政機関等との交流、PR、打ち合わせ
- (4) 総合労働相談所及び無料相談会の相談員
- (5) 社労士会労働紛争解決センター山梨の運営委員、あっせん委員の業務
- (6) 資料の発送、配付その他の実作業
- (7) デジタル化推進としての講師料
- (8) 上記以外で会長が相当と認めるもの

(適用範囲)

第3条 つぎの場合には、前条各号にかかわらずこの規程を適用しない。

- (1) 対価としての金額で報酬の契約を行なった場合
- (2) 受託事業及び依頼先負担事業等の場合
- (3) 当会の他の規程に謝金又は対価の定めがある場合
- (4) 理事会の承認を得た場合

(謝金の請求)

第4条 謝金は事後払いを基本とする。

- 2 請求者（代表請求も可）は、請求書に報告書を添え事務局に提出する。
- 3 日当及び謝金の請求は、業務の終了後速やかに行うものとする。

(謝金の額)

第5条 謝金は、別表に定める金額（消費税込み）を原則振込で行う。ただし、会員からの申し出により現金で支給するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

- 附則1 この規程は、平成28年4月1日から適用する。
- 附則2 この規程は、令和2年2月1日から適用する。
- 附則3 この規程は、令和4年10月1日から適用する。
- 附則4 この規程は、令和5年10月1日から適用する。
- 附則5 この規程は、令和6年4月1日から適用する。
- 附則6 この規程は、令和7年10月1日から適用する。

【別表】謝金の額

5版 R7.10.1

| 項目 | 内容 | 謝金(税込) | 交通費 | 備考 |
|------------------|-------------|-------------------|------|---------------------------------|
| 会議・委員会活動 | 正副会長会 | 1,000円 | ※ | |
| | 理事会 | 3,000円 | ※ | |
| | 各部会・委員会 | 1,000円 | ※ | |
| 講師等 | 研修会 | 15,000円 | 支給なし | 1講師1講義 |
| | 社労士会セミナー | 30,000円 | 支給なし | 1講師1講義 |
| | SSS | 15,000円 | 支給なし | 模擬面接官 |
| | SSS出前講義の補助 | 5,000円 | 支給なし | 出前講義（訪問校ごと） |
| | デジタル化推進講師 | 5,000円 | 支給なし | 1回あたり 年間限度設定あり |
| | 開業準備研修講師 | 500円 | 支給なし | 1講義あたり |
| 渉外活動 | SSS学校訪問 | 支給なし | ※ | 講師としての訪問は対象外 |
| | 行政等への資料配布等 | 支給なし | ※ | 移動距離の合算 |
| | イベント係員（1日） | 5,000円 | 支給なし | 5時間以上 |
| | イベント係員（半日） | 2,000円 | 支給なし | 2時間以上5時間未満 |
| | イベント係員（短時間） | 1,000円 | 支給なし | 2時間未満 |
| | ボランティア | 支給なし | 支給なし | |
| 無料相談会 | 総合労働相談所相談員 | - | - | 「総合労働相談所運営規程」による |
| | 社労士会セミナー相談員 | 6,000円 | 支給なし | |
| | 上記以外の相談員 | 12,000円 | 支給なし | |
| 労働条件審査委員会 | 審査業務 | 審査先1件 100,000円 | 支給なし | メンバーの業務負担割合に応じて配分する |
| 労働紛争解決センター 山梨 | 運営委員会等 | - | - | 「社労士会労働紛争解決センター山梨申立費用及び謝金規程」による |
| | あっせん委員 | - | - | |
| 実作業 | 資料等の配布・発送 | 1,000円 | ※ | 委員会活動に含む |

※旅費規程の第2条交通費を準拠する

- 注) 1. 謝金は、対価制を重視していないため、事前準備、資料作成等は考慮していません。
2. 委員会等は、基本的に2時間を超えない範囲で行われるものと想定しています。